

開発許可等申請手数料（都市計画法）

（令和8年4月1日改正 岡山県）

① 開発行為許可申請手数料（法第29条）

開発区域の面積 (ha)	手数料 (円)			開発区域の面積 (ha)	手数料 (円)		
	自己居住用	自己業務用	その他		自己居住用	自己業務用	その他
0.1未満	9,680	14,150	96,990	1.0～3.0	141,680	217,820	435,990
0.1～0.3	23,960	33,750	141,680	3.0～6.0	196,180	304,190	566,790
0.3～0.6	47,940	71,880	217,980	6.0～10.0	239,780	381,210	730,290
0.6～1.0	96,990	130,690	294,290	10.0以上	337,890	533,710	970,100

② 開発行為変更許可申請手数料（法第35条の2）

変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合計した額。

ただし、その額が970,100円を超えるときは、その手数料の額は、970,100円とする。

変更内容		手数料 (円)
設計の変更	面積・変更なし 直近の許可部分・変更あり	直近の許可面積に対応する①の金額×1/10
	面積・減少のみ 直近の許可部分・変更あり	直近の許可面積から減少分を引いた面積に対応する①の金額×1/10
	面積・増加のみ 直近の許可部分・変更なし	直近の許可面積から増加した面積に対応する①の金額
	面積・増加のみ 直近の増加部分・変更あり	直近の許可面積から増加した面積に対応する①の金額 +直近の許可面積に対応する①の金額×1/10
	面積・増減あり 直近の許可部分・変更あり	直近の許可面積から増加した面積に対応する①の金額 +直近の許可面積から減少分を引いた面積に対応する①の金額×1/10
その他の変更	予定建築物等の用途の変更 等	10,000

③ 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料（法第41条第2項ただし書、第35条の2第4項）

51,230

④ 予定建築物等以外の建築許可申請手数料（法第42条第1項ただし書）

29,470

⑤ 市街化調整区域のうち開発許可を受けた土地以外の土地における建築等許可申請手数料（法第43条）

敷地の面積 (ha)	手数料 (円)	敷地の面積 (ha)	手数料 (円)
0.1未満	7,730	0.6～1.0	77,530
0.1～0.3	20,740	1.0以上	108,110
0.3～0.6	43,670		

⑥ 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料（法第45条）

開発区域の面積	手数料 (円)		
	自己居住用	自己業務用	その他
1ha未満	1,950	1,950	19,590
1ha以上	1,950	3,030	19,590

⑦ 開発登録簿の写しの交付手数料（法第47条第5項）

用紙1枚につき

510

⑧ 開発行為又は建築等に関する証明書交付手数料（則第60条第1項）

750